

福島県環境創造センターにおける競争的資金等不正防止計画

平成29年3月31日制定
福島県環境創造センター

この計画は、福島県環境創造センターにおける競争的資金等の適正な管理等に関する規程（平成29年3月31日 福島県環境創造センター制定。以下「規程」という。）第6条第1項の規定に基づき、競争的資金等の執行に関する不正防止の推進を図ることを目的として策定する。

1 責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
競争的資金等の運営及び管理に関する責任者とその職務権限が不明確	規程を制定し、各責任者の役割、責任、職務権限等を明確にし、ホームページ上で公表するとともにコンプライアンス教育及び啓発活動等（以下「教育等」という。）を実施して周知を図る。
責任者が異動した場合の後任者が、役割、責任、職務権限等の認識が不十分	各責任者の異動にあたっては、引継を適切に行い、役割、責任等の意識低下を防止する。

2 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
競争的資金等の会計事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）に対する職員等の認識不足	異動時期等を考慮して、職員等を対象とする教育等を実施し、ルールの理解を深める。
誤ったルールの運用	職員等がルールに疑義が生じた場合は、設置した相談窓口において確認し、誤った運用を防止する。
	ルールとその運用に乖離 <small>かいり</small> がある場合は、適正な指導を行うとともに、原因を分析した上で、必要に応じてルールの変更等の措置を講じる。
公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成立していることの認識不足	職員等の意識向上を図るため、規程に職員等の行動規範を規定し、ホームページ上で公表する。
	公的研究費（民間企業等の実施する研究助成金等を含む。）の執行にあたっては、職員等から不正防止意識の浸透を図るため 誓約書を徴取する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

不正発生要因	不正防止計画
不正発生の要因とその再発防止対策の検討が十分	不正発生の要因の把握に努め、その再発防止対策を検討し不正防止計画を策定する。
不正防止計画の策定下、不正事案が発生	不正事案が発生した場合は、調査で明らかとなった不正発生の具体的な要因及びその再発防止対策を踏まえ、不正防止計画の見直しを行うとともに、不正防止計画について点検及び評価を適切に行う。

4 競争的資金等の適正な運営及び管理活動

不正発生要因	不正防止計画
職員等の規程の理解度が低下	職員等に対するモニタリングを実施する。
職員等と取引事業者との関係が緊密化	職員等と取引事業者との緊密化を防止するため、取引事業者から不正な取引をしない旨の誓約書を規程に基づき徴取する。 研究事業の抽出による物品等の確認を徹底する。
発注物品の検収体制及び検収確認が不十分	物品検収体制を職員等に周知徹底する。 発注する物品購入について、納品事実の確認を行う。 特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成等）に関する検収について、検収員は研究員に動作状況の提示・説明を求め、動作及びデジタル機器上における成果物で確認するなど実効性のあるルールに基づき行う。 機器の保守・点検等に関する検収について、検収員は立会い等による現場確認及び作業報告書等で確認する。
検収業務の形骸化（検収員の確認のみ）	納品確認の際に疑義が生じた物品については、発注者に購入目的等の確認を行う。
競争的資金等の執行が年度末に集中	会計事務担当者は、研究員に対して定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて適正な執行を指導、助言する。
謝金に係る手続書類及び履行確認が不十分	会計事務担当者は謝金に係る支払書類の受付時に、当該謝金に係る成果品等の確認を行う。
旅行事実の確認が不十分	事前の旅行命令、旅行後の復命書、領収書、航空券半券等の提出等より旅行事実の確認を徹底する。 旅費支出の一定期間分を抽出して、旅行の目的、概要等について抜打ちでヒアリングを実施するリスクアプローチ監査を行う。
発注時における予算財源等の未特定	競争的資金等の執行状況を的確に把握するため、発注時における予算財源等の特定を徹底させる。

5 情報の発信及び共有の推進

不正発生要因	不正防止計画
不正を発見した者が不利益を受けることをおそれて告発の看過	規程を制定して、不正を発見した者が不利益の取扱いを受けないことを教育等で説明するとともに、ホームページ上で公表する。
職員等がルールに関する理解度の低下	職員等を対象とした教育等を毎年度実施する。
ルールに関する相談窓口の担当部課が不明	規程で定めるルールに関する相談窓口がセンター総務企画部総務課であることを教育等及びホームページ上で周知するとともに、競争的資金等の適正な使用を指導を行う。

	相談窓口で受付けた質問等については、職員等に共有し、競争的資金等のより適正な執行を図る。
--	--

6 モニタリングのあり方

不正発生要因	不正防止計画
モニタリング及び内部監査制度の未整備	最高管理責任者の直轄的な組織として、内部監査委員会を設置し、モニタリング及び内部監査の実施のために必要な職務権限を付与する。
	監事相当職と内部監査委員会が、それぞれの視点から不正発生 要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。
	監事相当職は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法について実効性の面から検証し、最高管理責任者に意見等を述べるができる。
競争的資金等の適正な運営及び管理体制に係る指摘、改善等の情報伝達が不十分	内部監査委員会による内部監査の結果を最高管理責任者まで報告することを規程で定める。
競争的資金制度の変更により、規定した競争的資金等の管理、監査体制及び不正防止計画が不適合	内部監査委員会において、競争的資金制度等の変更事項及び公表された他の機関での不適正な支出事例等を確認し、不正防止計画の必要な見直しを行う。
不正防止推進体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリング並びに不正発生要因のリスク除去が不十分	不正発生要因を除去するために研究者及び会計事務担当者に対してヒアリング等を行い、不正発生要因となるルールと実態との乖離を把握し、ルールを見直す体制を整備する。
	内部監査の実施に当たって、会計書類の形式的要件のチェック及びルールとの照合を行い、必要と認める場合には、取引事業者にヒアリング及び帳簿の確認を実施する。
	内部監査では、一般監査のほか実態に即して不正発生要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
	内部監査委員会による監査結果を不正防止計画の見直しに反映する。
センター全体の観点からのチェック機能が不十分	監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年2月13日から施行する。

附 則

この計画は、令和3年11月1日から施行する。